

# 鳴門教育大学ソーシャルメディアガイドライン

令和 5 年 10 月 1 日  
学 長 裁 定  
改正 令和 5 年 12 月 1 日  
令和 6 年 4 月 10 日  
令和 8 年 3 月 11 日

## 1 主旨

学生・教職員及び鳴門教育大学（以下、「本学」という。）に関わるすべての構成員（以下、「構成員」という。）が、個人の責任において行うコミュニケーション活動を最大限尊重し、大学の信頼・名誉や構成員の品位を失墜させることなくソーシャルメディアを適切に利用することができるよう、利用にあたってのガイドラインを策定する。

## 2 用語の定義

ソーシャルメディアとは、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス、動画共有サイトなど、利用者がインターネットやウェブ技術を用いて不特定多数のユーザーに情報を発信し、双方向のコミュニケーションを可能とするメディアの総称をいう。

## 3 情報発信の心得

- (1) 日本国の法令（海外においてはその国の法令）や国際法、本学が定めた各種規則などを遵守すること。
- (2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権など、他者の権利を尊重すること。
- (3) 授業や実習等で知り得た守秘義務のある情報を発信しないこと。
- (4) 自覚と責任を持ち、虚偽の情報や誤解を招く情報を流さないよう、情報の発信は慎重に行うこと。
- (5) 本学の構成員であることを明示してソーシャルメディアを使用する場合、掲載内容は個人の見解であって大学の公的見解と誤解されないように留意すること。
- (6) 大学名や実名の明示の有無に関わらず、構成員が発信した情報は、本学に多大な影響を及ぼす可能性があることを認識すること。
- (7) 一度インターネット上に発信した情報は、不特定多数の利用者がアクセス可能であること、第三者によって保存や拡散の可能性があること、完全に削除することは困難であることを認識すること。

## 4 鳴門教育大学公式ソーシャルメディア公式アカウントの運用

鳴門教育大学公式ソーシャルメディア公式アカウントの運用については、別に定める。

## 5 鳴門教育大学ソーシャルメディアガイドラインの変更

本ガイドラインについては、ソーシャルメディアの特性上、メディアや社会情勢の変化などに合わせて随時見直しを行うものとする。

## 6 管理体制

本ガイドライン及び公式アカウントは、DX 推進・広報課で管理する。

附 則

このガイドラインは、令和5年10月1日から適用する。

附 則

このガイドラインは、令和5年12月1日から適用する。

附 則

このガイドラインは、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

このガイドラインは、令和8年4月1日から適用する。